

使用料・手数料の 見直しについて

使用料・手数料算定基準

平成 22 年 9 月 策定

令和 4 年 10 月 一部改訂

茨 木 市

第1章はじめに

- 1 算定基準の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 使用料・手数料の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章使用料について

- 1 使用料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 使用料算定の施設区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 算定基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 使用料の算定にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 減額・免除制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章手数料について

- 1 手数料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 0
- 2 この算定式による見直しの対象外とする手数料・・・・・・・・ | 0
- 3 減額・免除制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1

第4章使用料・手数料の改定内容について

- 1 使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1
- 2 手数料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2

第5章最後に

- 1 料金改定の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2
- 2 事務の簡素化、効率化・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2
- 3 市民への説明責任・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2
- 4 定期的な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3

第1章 はじめに

1 算定基準の位置付け

茨木市では、平成18年5月に「茨木市行財政改革指針」を策定し、「市民本位のスリムな行政経営への改革」の取組を進めてきており、さらに、平成28年3月には行財政改革指針を改定し、「持続的発展を支える行財政運営の実現」を目標に掲げ、積極的な行財政改革の推進に取り組んでいます。

この「茨木市行財政改革指針【改訂版】」では、将来を見通した財政基盤を確立し、負担の公平性確保を図るため、使用料・手数料の定期的な見直しを行うこととしています。

2 使用料・手数料の基本的な考え方

使用料とは、コミュニティセンターや体育館などの公の施設を利用することで利益を受ける特定の利用者に、その公の施設の管理運営にかかる費用の一部を負担してもらうものです。

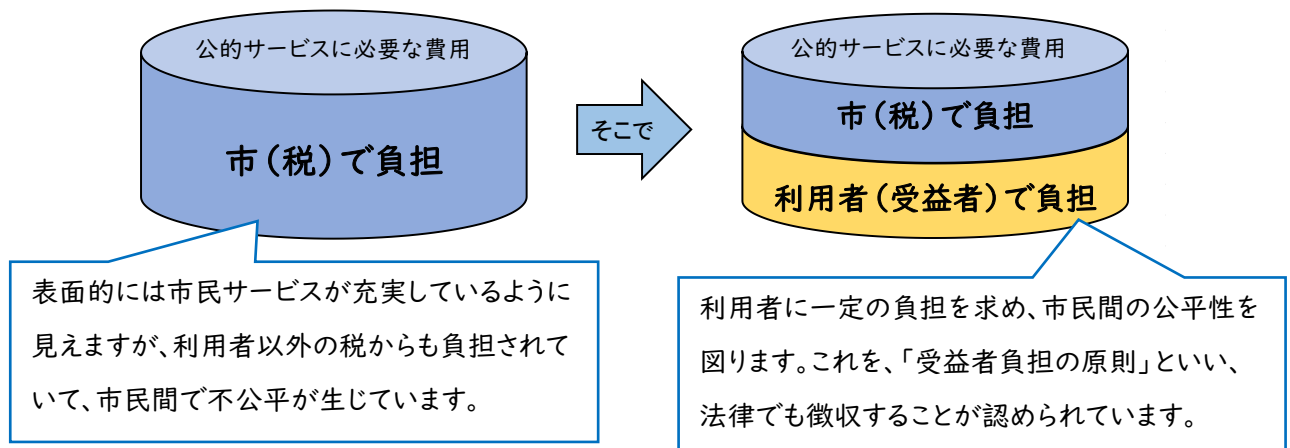
また、手数料とは、市が、特定の市民のために、住民票の写しや各種証明書などを発行した際に、その事務に要した費用を負担してもらうものです。

公の施設の管理運営には、設備点検、清掃等の委託料や光熱水費など多くの費用がかかります。また、住民票の写しの交付には、電子計算システムの委託料、用紙代など様々な費用がかかります。

これらの費用をすべて税で負担することは、表面的には市民サービスが充実しているように見えますが、その税には「利用する市民」の税だけではなく、多くの「利用していない市民」の税も含まれており、不公平が生じています。

この不公平を解消するために、特定のサービスを利用する市民に一定の負担をもらい、市民間の公平性を確保しています。

このように、利益を受けたことに対して、その利益の分だけ負担してもらうことを「受益者負担の原則」と言い、法律でも徴収することが認められています。



使用料・手数料の算定にあたっては、この「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税を負担する納税者」のどちらの市民も納得できるように、明確で統一的な算定基準を設け、使用料・手数料を定めるものとします。

また、減額・免除制度については、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として限定的、特例的に適用されるべきものであることから、その適正化に向けて見直します。

なお、利用者に負担を求めるだけでなく、市としても、より一層の市民サービスの向上及び管理運営・事務の効率化に取り組むことで、市全体の行政サービスの向上に努めます。

第2章 使用料について

1 使用料の算定

使用料は、次の算定式を用いて算定します。

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{負担割合}$$

- ◎ 算定基準額：公の施設の運営に必要な維持管理費などを言い、利用者に負担を求める費用の基本となる額
(詳細は、「3 算定基準額」を参照。)
- ◎ 負担割合：算定基準額のうち、利用者に負担を求める費用を算定するために、施設の性質に応じて設定する割合
(詳細は、「4 負担割合」を参照。)

この算定式を基に、改定前料金との差額などの考慮すべき要因を反映しながら、使用料を定めるものとします。

2 使用料算定の施設区分

使用料の算定にあたっては、原則として、各施設単位で算定基準額及び負担割合を算定します。

ただし、どの施設でもサービス内容が同じである貸室、ホールや、市内各所に複数設置している施設については、同一の区分として算定します。

(1) 貸室・ホール

貸室・ホールは、様々な施設に設置していますが、その提供するサービス内容は、どの施設でも基本的には同じものです。したがって、施設ごとに算定基準額等を算定するのではなく、同一の区分で算定します。

(2) 複数設置施設

運動場や庭球場など、市内に複数設置している施設については、それぞれ利便性や施設・設備の新旧などの差異もありますが、同種施設間で料金に差異を設けることは、地域間において公平性を欠くことから、同一の区分で算定します。

3 算定基準額

算定基準額は、公の施設にかかる費用のうち、利用者に負担を求めようとする費用の基本となる額を言い、(1)維持管理費を基本とした上で、(2)総務管理費及び(3)特別室加算を加えた金額とします。

$$\text{算定基準額} = \text{維持管理費} + \text{総務管理費} + \text{特別加算室} \\ \text{(一部の部屋のみ)}$$

(1) 維持管理費

公の施設の設置・運営には、用地取得費、建設費といった施設整備費や、日常の光熱水費、清掃委託料といった「維持管理費」などの費用が必要です。

これらの費用を受益者負担の適正化の視点から、次のとおり、施設利用者である受益者が負担する範囲と、公費で負担する範囲とに区分します。

各室の1日あたりの維持管理費

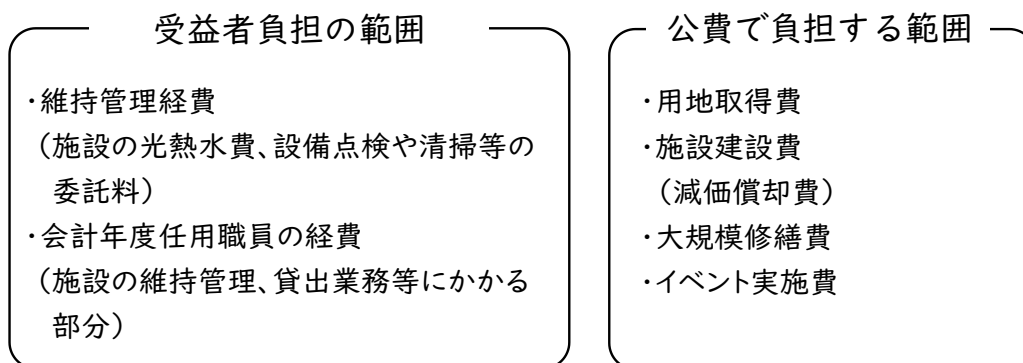
$$: \boxed{\text{維持管理費}} \div \boxed{\text{総貸出面積}} \div \boxed{\text{年間開館時間}} \times \boxed{\text{各室面積}} \times \boxed{\text{開館時間(1日)}}$$

◎ 受益者負担の範囲（維持管理費）

公の施設の日常的な運営に必要な費用は、受益者負担の範囲であることから、光熱水費、清掃委託費や施設の予約受付等にかかる会計年度任用職員の経費などの日常の「維持管理費」を受益者負担の範囲とします。

◎ 公費で負担する範囲

公の施設は「市民全体の財産」であり、その整備は市の役割であることから、施設の建設等に要する費用（施設整備費）は、公費負担とします。また、各施設で催される各種イベントの実施にかかる費用についても公費負担の範囲とします。



(2) 総務管理費

総務管理費は、正規職員による施設の管理運営にかかる事務的費用を言います。正規職員に係る費用については、維持管理費には含めていませんが、施設の受付等は会計年度任用職員で対応している場合でも、実際には、施設や会計年度任用職員等の管理監督業務や各種契約等の事務など、正規職員がその管理運営に何らかの形で必ず関与しています。そこで、その費用の一部を利用者に対して求めるものです。

総務管理費については、維持管理費の10%とします。

(3) 特別室加算

貸室施設のうち、調理実習室、陶芸室、音楽スタジオやIT学習室など、特別な資機材を設けている部屋では、それらの備品等の維持管理などのため、一般的な会議室よりも多くの費用が必要となります。そこで、そのような部屋を特別室として分類し、特別室加算として、維持管理費を定率で補正するものです。

特別室加算については、維持管理費の20%とします。

(4) その他

①小・中学校、幼稚園の目的外使用

学校施設の運動場や体育館、教室等については、社会教育活動を補完する観点から、目的外使用として学校教育に支障のない範囲で地域活動等の利用に供している実態を踏まえ、料金の見直しについては、同種の運動広場、体育館の使用料との均衡を図ることとします。

ただし、次の点を考慮し、同種施設の時間単価の50%相当とします。

ア 学校教育施設であり、貸出を目的とした市民体育館や運動広場とは、設備や装備面等で差があること。

イ 学校行事のない曜日、時間帯での限定的な利用となり、あくまで学校運営が優先されることから、使用权が保障されていないこと。

ウ 自主的な管理責任による利用が基本であり、受付員や管理人の費用が生じないこと。

②施設の整備費（減価償却費）を算定対象とするもの

運動広場の運動場と庭球場・弓道場の使用料算定においては、使用による設備の消耗が著しいため、設備の整備費を算定の対象としています。運動場の算定基準額には土の入れ替え等地面の整備費を、庭球場の算定基準額にはコート・フェンスの整備費を、また、弓道場の算定基準額には的壁等の弓道場設備の整備経費を含んで算定しています。

4 負担割合

負担割合とは、それぞれの公の施設で算定した算定基準額のうち、どこまでの範囲を利用者に負担してもらうのかを設定するものです。

受益者負担の原則に従えば、算定基準額のすべてを利用者に負担してもらうこととなりますが、公園などのように、広く市民が利用し、行政が責任を持って提供すべき施設では、利用者の負担ではなく、すべてを税で負担するほうが望ましい場合もあります。また、体育館やコミュニティセンターなど、人によって必要性が異なる施設については、市民の健康増進や文化振興などの観点から、税で一定の負担をし、利用者の負担を軽減することによって、利用を促進することが求められるものもあります。

このように、施設の種類や性質に応じて、行政として負担する必要性の度合いが異なることから、公費及び受益者の負担割合とも「50%」ずつとすることを原則とした上で、それぞれの施設の性質に応じて、当該施設が提供するサービスの「民間における提供の有無」と、当該サービスの内容が「基礎的か選択的か」という点を勘案して、次のとおり負担割合の区分を設定します。

区分	設定の基本的な考え方	施設の例	受益者の負担割合	民間	基礎的 選択的
1	民間で同種のサービスが提供されている施設は、税の投入により民業を圧迫しないよう、算定基準額のすべてを受益者負担とする	市民農園、市民プール（レジャープール相当部分）、庭球場など	100% (公費0%)	有 ↑	選択的 ↑
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設は、算定基準額を行政と受益者とが50%ずつで負担する	市民総合センター、生涯学習センター、公民館、コミュニティセンター、運動場、体育館など	50% (公費50%)		
3	法律で無料とされる施設や、広く市民の利用に供する施設・教育施設など、公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設は、算定基準額のすべてを行政が負担する	図書館、文化財資料館、川端康成文学館など	0% (公費100%)	無 ↓	基礎的 ↓

※ 基礎的か選択的かの区分

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされ、社会的に提供すべきサービスを基礎的、また、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための、人によって必要性が異なるサービスを選択的としその程度に応じて分類します。

5 使用料の算定にあたっての留意点

(1) 高校生以下の団体利用料の設定

高校生以下の児童・生徒の健全育成を図る活動への支援を継続するため、「高校生以下の者が主体となる活動」で文化施設やスポーツ施設を使用する場合には、次の基準により、おおむね半額程度の料金を設定するものとします。

- ①高校生以下の者が主体となる活動であること。
- ②営利を目的とする活動でないこと。
- ③営利を目的とする企業が企画若しくは実施する活動でないこと。
- ④高校生以下の者の人数が団体の構成員の半数以上であること。

(2) 利用者区分等の設定

それぞれの施設利用の形態等に応じて、団体割引などの「利用者区分」を設定する場合には、受益者負担の公平性を確保するため、原則として、次の基準に基づいて設定します。

①団体割引（施設を専用しない個人利用施設）

団体割引を設ける場合は、個人利用料の20%程度の割引率を目安とします。

②市民以外・入場料等徴収の割増

市民以外の方の利用及び入場料等を徴収する場合での利用の割増料を設ける場合は、基本料の100%を加算した料金を設定できるものとします。

③平日・昼間料金

平日・昼間の割引料金の設定は、休日・夜間しか利用できない市民との公平性の問題もありますが、利用者が増加することによって、施設の設置目的がより一層推進され、休日・夜間の混雑緩和にもつながるものと考えられますので、平日・昼間の稼働率が極端に低い施設には、施設利用の形態等に応じて、割引料金を設定できるものとします。

なお、割引率は、平日・休日の別、昼間・夜間の別で、それぞれ20%までとします。

④ 1時間単位貸出（時間貸し）

市民の利便性の向上を図るため、ホールを有する施設の会議室等について、時間貸しを導入するものとします。その他の施設への導入については、先行導入施設の利用状況や課題等を踏まえ検討するものとします。

⑤ 附帯設備料

各施設で貸し出す備品や用具などの附帯設備については、主要な施設の附帯設備について、同種のものについては料金を統一する方向で検討するものとします。なお、時間貸しの導入に合わせ、必要に応じ附帯設備についても1時間単位料金を設定するものとします。

(3) 無料施設の有料化

現在、無料としている施設については、施設の設置目的や利用状況などを考慮した上で、無料の適否及び一般の使用の是非について検討します。

(4) 改定増減額の限度設定

激変緩和のため、改定する使用料の増減額は、改定前使用料の20%を上限とします。

6 減額・免除制度

(1) これまでの経緯と今後の基本的な考え方

減額・免除制度は、各種団体の育成や財政的支援を目的として実施しているものですが、適用理由の拡大解釈や、画一的な適用事例などが多く見受けられました。

減額・免除制度を適用すると、その分の費用は「利用していない市民」の税からも負担されることとなります。したがって、市民間の公平性を確保するためには、この制度があくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があります。

そのため、平成22年9月の算定基準において、減額・免除制度については、受益者負担の原則に基づき、原則的に廃止し、制度の適用について、次のとおり統一的な基準を定め、適切に運用します。

(2) 免除制度の基準

① 行政等が利用する場合の適用(免除)

◎市が使用する場合（後援、協賛、協力等は除く。）

※指定管理者制度導入施設で、利用料金制の施設は除く。

◎当該施設の指定管理者（使用料制の施設は除く。）が使用する場合

②団体利用にかかる取扱い

各種団体の育成や活動を支援する観点から広範囲かつ画一的に適用してきた登録団体への5割・3割の減額制度は、受益者負担の原則に基づき、原則廃止しました。

新たに運用する免除制度の適用にあたっては、次の基準を両方とも満たす団体に限り、「公の施設使用料免除団体審査会」において、該当施設ごとに厳正な審査を行い適用します。

[基準]

(ア)行政との協働の観点から政策に沿った重点的な行政課題の解決に向けた役割を担う団体であること

(イ)団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致すること

[該当施設]

施設名	重点的な行政課題
コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター	地域活動の推進
男女共生センター ローズWAM	男女共同参画社会の推進
消費生活センター	消費者の権利擁護
労働センター	労働者の権利擁護
青少年センター	青少年の健全育成

(3) 審査の公正性、適正性及び透明性の確保に向けた取り組み

①「公の施設使用料免除団体審査会」設置条例を制定

免除団体の審査の適正性及び公正性を確保するため、市民、学識経験者等の外部委員による審査会を設置します。

②審査運用基準を規則・要綱で制定

免除団体の審査適用基準を規則・要綱で定めるとともに、市民・団体等に公表し、透明性を確保します。

第3章 手数料について

1 手数料の算定

手数料は、次の算定式を用いて算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{事務処理に要する費用（年間）}}{\text{年間処理件数}}$$

◎ 事務処理に要する費用

事務処理に要する費用については、手数料がその役務の提供のために要する費用を受益者から徴収するものであることから、基本的に人的経費及び物件費をその対象としています。

・ 人的経費： $\boxed{\text{1件の処理時間(分)}} \times \boxed{\text{年間処理件数}} \times \boxed{\text{職員の時間単価(円)}}$

※職員の時間単価は、管理職を除く正規職員、会計年度任用職員の1分当たりの単価で計算

・ 物件費：証明書等の発行に必要な用紙代、電子計算システム等の委託料などを積み上げた額（年額）

この算定式を基に、近隣市との料金比較や改定前料金との差額などの考慮すべき要因を反映しながら、手数料を定めるものとします。

2 この算定式による見直しの対象外とする手数料

手数料の中には、法令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）に準拠しているものや大阪府の規定額等に合わせたもの、附属機関に諮った上で改定するなど個別で検討するものもありますので、それらについてはこの算定式による見直しの対象外とします。

①法令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）に準拠している手数料

戸籍謄本等交付手数料、砂利採取計画認可申請手数料など

②大阪府の既定額等に合わせた手数料（大阪府等と同種の事務で概ね同様の

額に設定しているもの、移譲事務など）

優良住宅新築認定手数料、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料など

③附属機関の答申により算定している手数料

一般廃棄物処理手数料

3 減額・免除制度

減額・免除制度は、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として限定的、特例的に適用されるべきものであることから、法律で免除することが義務づけられている場合のほか、法律の趣旨も考慮し、また、近隣市での適用状況なども踏まえ、社会的・経済的に真に支援が必要な方に限定して適用します。

減額・免除の基準

- ア 法令等で減額・免除することが規定されている場合
- イ 社会的・経済的に真に支援が必要な場合

第4章 使用料・手数料の改定内容について

1 使用料の改定

(1)改定内容

使用料は、現状の維持管理経費等をもとに算定した結果、上昇傾向にあります。

なお、激変緩和のための限度設定として、上限、下限とも20%以内の改定額としています。(詳細は、「令和5年4月 使用料等の改定について」を参照)

(2)今回改定しない使用料

次の使用料については、それぞれ該当する理由により、今回の算定から除外することとし、または、算定結果に基づき改定しないこととします。

- ①法律で無料と定められている施設
- ②法令等により算定方法が定められている使用料
市営住宅使用料(家賃)など
- ③府内や北摂での統一料金としている使用料
道路占用料など
- ④附属機関の答申により算定している使用料
水道料金、下水道使用料など
- ⑤別途、調整や検討が必要となる使用料
斎場、駐車場、市民プールなど

- ⑥施設の性質や算定結果から改定しないこととする使用料
市民活動センター、天文観覧室

2 手数料の改定

(1)改定内容

手数料は、今回算定した結果、次の理由により料金の改定は行わないものとします。

- ①発行件数の多い住民票や税関係の証明手数料は、現行料金や近隣市料金との比較において、おおむね適正な範囲にあります。
- ②現行料金と差がある手数料についても、事務の特性上の理由や近隣市の手数料との比較を踏まえた結果、許容範囲にあります。

第5章 最後に

1 料金改定の手続

使用料・手数料は、市民生活に直結していることから、料金を改定する際には、当該条例の公布から施行まで、原則6か月間の周知期間を設けることとし、広報誌やホームページ、窓口等で市民への周知に努め、混乱が生じないように配慮します。

2 事務の簡素化、効率化

使用料・手数料の算定にあたっては、サービス提供に要する費用（算定基準額）を基に算定しますが、市民の負担をできるだけ軽減するよう、その費用自体の削減に向けた取組みが必要となります。そのため、毎年実施している「行政評価」により、定期的に見直しを行い、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めます。

3 市民への説明責任

市民に受益者負担を求めるからには、「なぜ、これだけの負担が必要なのか」を説明する責任が市にあります。そのため、この算定方式により算定した算定基準額や負担割合を公表します。

4 定期的な見直し

料金は数年ごとに見直すものとします。これは、料金改定を毎年実施することは、利用者に混乱をきたすとともに、改定のための事務負担や費用も別途発生するためです。ただし、著しく算定基準額が変わるなど、特別な事情が生じたときは、適切な時期に見直します。